

陳情第5-2号

笠間市議会に提出された請願書、陳情書の市議会ホームページ上での公開を求める陳情

5.3.28

令和5年3月7日

付 筆者
笠間市議会議長

341

大関ひさよし 様

陳情者

住所

氏名

電話番号

陳情 趣旨

私たち市民が地方行政・議会に関心を持ち、市政に参加、疑問や要望を述べたい場合、請願書や陳情書は有効な手段であり、また法律上の権利としても保証されています。

そして住民が請願書、陳情書を作成するに当たり参考にするのが、過去に提出された請願書や陳情書です。

現在のところ笠間市議会において住民が過去に市議会に提出された請願書、陳情書の閲覧を希望する場合、議会事務局に開示請求の手続きを行わなければ閲覧はできず、議会事務局及び市民の時間的、経済的負担は少なくありません。

インターネットが普及する前の時代ならいざ知らず、DX（デジタルトランスフォーメーション）推進の議論が進んでいる昨今、ホームページ上での一律公開は、早期に実現可能な施策であり、市民の市政参加の促進、議会情報へのアクセスの利便性向上、市政及び市議会への関心を高める方策としても有効かつ有益であると考えます。議会への市民参加を促す観点から、たの地方議会においても請願や陳情ホームページ上で公開され、いつでも誰でも何処からでも、何度でも閲覧できるよう整備されています。

一例として、茨城県議会では採択・不採択に関わらず、請願を公開し、埼玉県和光市では採択・不採択に関わらず、請願を公開しています。本陳情は笠間市議会基本条例第3章第7条「議会は、市民に対し積極的に情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない。2 議会は本会議をはじめ全ての会議を原則として広く市民に公開する。」と規定された法的要請の履行と考えます。

市民が簡易に請願、陳情、採否理由を閲覧できるよう整備することは、選挙のみで議会任せにせず、行政行為や議会活動全般に対して、当事者として市政参加し、住民自治と団体自治で構成された、地方自治の社会的基盤強化の点で必要不可欠だと考えます。

同時に市民から提出された請願・陳情を取り扱う議会活動の透明性を高める姿勢が、市民に開かれた議会を有することへの誇りになるとを考えます。

多くの住民がより簡易に閲覧が可能となり、住民が積極的に市政への参加ができるよう体制の整備を笠間市議会においても是非、ご検討いただくようお願い致します。

陳情 事項

笠間市議会において過去に提出された請願、陳情、賛否理由の全文を市議会ホームページ上で の公開を陳情致します。（ただし、希望者を除き提出者の個人情報は原則除く）

以上